

# 令和8年度 守山市結婚新生活支援補助金 事業概要

## ○受付期間

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで（予算に達し次第終了）

## ○補助対象世帯

- ・申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所（守山市内）となる新婚世帯
- ・令和8年1月1日から令和9年2月26日までに婚姻届を提出し、受理されている世帯
- ・婚姻日において、年齢が夫婦ともに39歳以下である世帯
- ・直近の課税（所得）証明書をもとに、令和7年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満の世帯
- ・夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- ・この補助金の交付を受けたことがない世帯（他市町村での同様の補助金を含む。）
- ・夫婦ともに市税等の滞納がない世帯
- ・次の①～④のいずれかを夫婦ともに受講すること（動画視聴可）。
  - ①ライフデザイン支援講座 ②プレコンセプションケアに関する講座
  - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談 ④共家事・子育て講座（※夫のみでの受講可）

## ○補助対象経費

令和8年4月1日から申請日までに発生した結婚を機に要した経費※のうち、支払いが完了している以下に該当するもの。

※婚姻日や同居開始日によって対象期間が異なります。Q&A15, 16を併せてご確認ください。

- ① 住居費：守山市内で物件を新築・購入または賃借する費用（家賃、敷金、礼金、仲介手数料、共益費）
- ② 引越し費用：住宅に引越しする際に、引越し業者または運送業者に支払った費用
- ③ リフォーム費用：守山市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅機能の維持・向上のための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

## ○補助金額

1世帯あたり 上限30万円

※夫婦ともに29歳以下であり、親世帯と2世代同居する場合には 上限60万円

## ○申請書類

別紙のとおり